## ADEBE(ドイツ紡績原料,衣料および皮革経済企業共同事業団)定款 一第三帝国における衣料産業再編の試み―

## 山本達夫

人間科学部 国際交流学科 yamamoto@toua-u.ac.jp

### 解題

## はじめに

ADEBEとは、Arbeitsgemeinschaft deutscher Unternehmen der Spinnstoff-, Bekleidungs- und Lederwirtschaftの略称で、ドイツ紡績原料、衣料および皮革経済企業共同事業団を意味する。\*1 その前身は1933年5月に結成されたAdefa(ドイツ・アーリア衣料産業工場経営者共同事業団)である。Adefaは、ドイツ衣料産業におけるユダヤ人とドイツ人の共存関係を否定し、その解消を主張し実践した。

Adefaが衣料産業のユダヤ営業経営とその従事者に与えた影響は甚大であった。ドイツの街路景観の一部になっていたユダヤ系衣料品店は一掃され、そこを生活の場としていたユダヤ人は国外追放されるか絶滅収容所送りにされた。\*2)他方でAdefaの活動は、1937年末から本格化した経済の脱ユダヤ化政策と軌を一にするものでもあった。この政策は、ユダヤ経営の閉鎖・清算、またはドイツ人への経営所有権の譲渡(アーリア化)という形で行われ、ドイツの経済社会の広範にわたって影響を及ぼすことになった。

ADEBEにはAdefaのように活動した事実はない。メディアでその結成が宣言されたのみである。だが、このことはADEBEの歴史的な意義を減じるものではない。1938年1月末の第三帝国において、ADEBEの結成が大々的に報じられたという事実こそが重要なのである。というのも、その時

点でドイツ衣料産業界において、Adefaの後継発展組織を結成する気運が生じていたと考えられるからである。ADEBE結成の背景を考察することは、第三帝国における経済の脱ユダヤ化の展開過程の精緻な分析につながる。

本稿では、文書館史料によりながらADEBE



結成の経緯を明らかにし、ADEBEとライヒ経済省との交渉を通じて、第三帝国における経済の脱ユダヤ化政策と民間反ユダヤ利益団体の関係を論じたい。そして、1938年2月24日付\*³)でテンゲルマンTengelmann. Herbert [左]

\*4かライヒ経済省に提出していたADEBEの定款を史料として訳出する。

## ADEBE結成の経緯

Adefa理事長ユングは、ナチス党の反ユダヤ・イデオロギーと、四カ年計画が要求する経済的合理主義・能力原理を同時に追求する立場にあった。というのも彼は、ナチス党にあってはシュヴァーベン大管区ナチス党大管区経済顧問兼ナチス党経済政策委員会専門担当官\*5)であり、またライヒ経済省関係ではドイツ衣料工業全国連盟理事長、経済集団衣料工業主任理事\*6)という要職に就いていたからである。ユングは1937年末ごろまでにAdefaのスローガンである「原料納入者から消費者まで」を一歩進めて、繊維経済部門のすべて

の段階を包括し、皮革産業をもその傘下に収めた 「共同事業団Arbeitsgemeinschaft」の構想をも つにいたる。

ユングとともにこの構想を担った人物がいた。 専門集団繊維小売業理事長と経済集団小売業理事 長を兼務するテンゲルマンである。のちにテンゲ ルマンがライヒ経済省の担当者(バールトBarth 営業経済組織担当課長補佐) 述べているところに よると、彼は当初、ナチス党から小売業界に課せ られた「商品はアーリア人の商店からのみ購入 する」という義務を果たそうとしたという。しか し繊維小売業においては、この課題の実現は困 難であった。製造の75%がユダヤ企業の手中に あったからである。\*7)そこでテンゲルマンは、ナ チス党経済政策委員長ベルンハルト・ケーラー Köhler, Berhhard\*®に、すべての小売り業者に対 して、アーリア企業と非アーリア企業から購入す る割合をテンゲルマンに報告するよう提案しても らいたいと依頼した。依頼を受けたケーラーが. この問題を大管区経済顧問であるユングに委ねた ところ、新たな展開が生まれたのである。テンゲ ルマンは1938年2月9日付けの書簡で、「ADEBE の構想は自分が思いついたものである」と報告し ている。\*9しかし、ライヒ経済省の担当官が記録 した彼の説明を読むかぎり、ADEBE構想実現に は、テンゲルマンの貢献も認められるが、むしろ Adefa理事長ユングのイニシアティブが大きかっ たことが確認できる。

ユングらの構想を具体化したものが、Adefaの拡大後継組織としてのADEBEであった。彼らは、ドイツ企業が高い業績をあげ、衣料産業部門における「ユダヤ人の支配的な地位」を打破るためには、ドイツ人も連帯する必要があると考えた。そして、Adefaの標語である「原料納入者から消費者まで」を一歩進めて、繊維・衣料・皮革経済部門のすべての段階、すなわち生産者、流通業者、消費者からなる「共同事業団」を結成しようとしたのである。ライヒ経済省の担当者宛の書簡でテンゲルマンは、「アーリア繊維(衣料)小売業を、ますます先鋭化する状況から解放し、アーリア衣料小売業に平穏な活動の可能性をあたえる」ことが目標であると明言している。\*10)

ADEBEの初代理事長には、 ユングが就任する

ことになった。ユングはかなり大胆な男であった。たとえば1938年2月23日の繊維・衣料専門集団の会議の席上、「ユダヤ人問題が、国法の枠内でのみ解決されるよう監視していくことは国家の課題であるが、経済領域では、解決されるべき問題が法律による解決を見るまで手をこまねいているわけにはいかない」と言い切っている。ユングはさっそくメディア戦略に打って出た。\*11)

## ADEBE結成とライヒ経済省の禁止令

1938年1月21日,新聞各紙が一斉に,社団法人 ADEBEが結成されたことを報じた。\*12)ADEBE は,繊維工業,衣料工業,皮革および皮革加工業,卸売業,小売業を傘下におさめていた。ADEBE は,1938年末に作成された定款において「営業経済組織が所轄する課題には関わることはない」,また「営利を目的とした業務をすることはない」と断っていた。ところがその一方でつぎのような目標を掲げていた。\*13)

- ①紡績原料,衣料および皮革経済のドイツ経営 の業務活動における,ナチズム思想の堅持と 涵養
- ②ドイツ企業とユダヤ企業との間の取引関係の 排除
- ③紡績原料, 衣料および皮革経済のドイツ企業 の相互扶助と振興\*<sup>14)</sup>

ライヒ経済省は、「著しくライヒ経済省の所轄 領域に抵触する」この企画が「同省との事前の交 渉がまったくないまま」すすめられ、\*<sup>15)</sup>一般紙 でも報じられたことに衝撃をうけ、直ちにこの組 織の解散を決定した。「この社団法人がドイツ経 済の有機的構築\*<sup>16)</sup>を妨害し、ゆえに経済政策上 好ましくない」と判断したからである。\*<sup>17)</sup>経済 大臣を兼任していたゲーリングの決裁を仰ぐ文書 では、ADEBEの認可に反対する理由として次の 点が指摘されていた。

①ADEBEがa)ライヒ全体を対象とし、b)紡績原料、衣料、皮革経済のすべての企業を包括し、c)営業経済組織に準じて編成され、その完全な並行組織となっている。

- ②ADEBEが党の指揮下にあることによって (理事長の任免権はナチ党経済政策委員会長 ケーラーが有する), 国家組織と党の組織と の間で競合関係が生じ, 既存の国家組織の権 威が損なわれる。
- ③ADEBEの課題いくつかは営業経済組織の課題と重複し、またそのほかの課題についても ADEBE以外の組織の方が適しているものもある。
- ④加盟員に対するユダヤ営業経営との取引禁止 の義務づけが、カルテル法のいう封鎖に該当 するおそれがある。
- ⑤国内にユダヤ小売業が数多く存在するため、 供給が阻害されるおそれがある。
- ⑥ユダヤ営業経営が大きな役割を果たしている 衣料卸売業部門の輸出が阻害されるおそれが ある。
- ①「ドイツの」商店の特殊な集団を定義しようとしており、決定的な点で国家指導部の公式の方針から逸脱している。党指導部との結びつきが非常に強いので混乱が生じるに違いない。理由は、a)混血者が排除されていること、\*18)b)「ドイツの」商店として、従業員または代表者および監査人としてユダヤ人も混血者も働いていない商店しか許可されていないこと、\*19)c)疑義がある場合は所轄のナチ党の政治部局、すなわち大管区経済顧問が決裁することになっていることである。\*20)

以上のほか、Adefaとの相違点も問題とされた。すなわちAdefaが、①衣料産業に限定され、② 国民への供給や輸出を阻害する可能性、カルテル法への抵触の懸念がなく、③加盟企業数が比較的少なく、純粋に私的な性格であるのに対し、ADEBEはAdefaよりはるかに規模が大きく、ナチ党経済政策委員会委員長ケーラーのてこ入れで党組織として支援を受けているとされたのである。\*21)

これらを勘案の上、ライヒ経済省は「本件の状況を鑑みて、この連盟を解散することが実務的に正しいように思われます」と提言し、ADEBEの設立を適切な方法で中止させるとした。\*22)ゲーリングは1938年1月31日付で、「党の最高の経済顧問」としてADEBEの即時解散を命じた。\*23)

## ライヒ経済省とADEBEの交渉

ところが、ゲーリングの禁止令にもかかわらず、ユング、テンゲルマンとライヒ経済省当局との間の交渉が継続された。ライヒ経済省の担当課に出向いたユングは、「ADEBEはそもそもまだ結成されておらず、定款の草稿を検討しただけである」とする一方、ADEBEがドイツ経済の有機的建設を妨げるものではないことを説明しようとした。(1938年2月5日)\*24)この間、ユングは2月2日と3日の両日、「1938年1月31日付の処分」に関して、ライヒ経済省次官宛てに意見書を2通(①2日付10枚、②3日付3枚)提出している。以下にその概要を示す。

## ①1938年2月2日付書簡(ライヒ経済省次官 ポッセPosse宛,親展,速達書留便)〔下線 および強調=原文〕\*<sup>25</sup>

冒頭でユングは、ADEBE結成の報道は一部は 歪曲であり、一部は完全な虚偽であるとし、同労 働共同体の認可申請、社団法人登録、組織として の活動、加盟員の募集もされていないと述べる。 また代表者も任命されておらず、ナチス党全国指 導部の承認も得ていないので、自分はADEBEの 理事長ではないという。\*26

だが、ユングはこれに続けて、ADEBE構想成立の経緯、構想自体の正当性・有効性を力説する。すなわち、ドイツ小売業のイニシアティブで9社による集会が開かれ、ドイツの能力向上のためにドイツ人納入業者とドイツ人購買者との間の協働を確保して業績空間Leistungsraumを創出しようとした。そのための業績共同体Leistungsgemeinschaftは、自発性と連帯感とを基盤とした納入業者と購買者の理性的協働によってのみ樹立され得るので、労働共同体Arbeitsgemeinschaftの結成が議決された。自分としては、労働共同体が社団法人登録され、認可されれば、代表として、ドイツの業績とドイツの創造のために協力と支援を確保すべく誠実に尽力するつもりであると言明した、と。\*27)

ライヒ経済省が最も懸念しているADEBEと 営業経済組織との競合関係について、ユングは、 「本社団法人は、営業経済組織の所轄する課題に 関与しない」と断言する。逆にADEBEの創設は、 ドイツ経済の有機的構築を妨げないのみか,四カ年計画総監の意に沿って,これを促進することになる,という。\*28)

「衣料経済におけるユダヤ人の支配的地位」というイメージは、ユングの固定観念であった。\*29)彼によれば「既製服を購入するすべてのドイツ人婦人の75%が、今でもユダヤ人に服を着せてもらっている」のだった。\*30)ドイツ人企業家のなかには「ユダヤ人はドイツ人よりも有能であるとのコンプレックス」を抱く者もいるが、これは「ユダヤ人によって人為的に作り出されたもの」であるから、劣等感の呪縛から解放されなければならないという。ユングが掲げたADEBEの標語は、「我われはユダヤ人よりも上手くできる、そのことを日々証していこう!」であった。(Wir können es besser als die Juden und wollen das täglich unter Beweis stellen!) '31)

しかし、ユダヤ人がドイツの衣料経済で業績をあげているにしても、それはそれでドイツ経済に貢献しているのであるから、彼らを排除する理由にはならないはずである。けれどもユングは、ユダヤ人のモードには無駄が多いと切り捨てる。\*32)ADEBEの目標は、かかる現状を是正することであり、しかもこの目標を「ユダヤ人に対する煽動やテロによってではなく、もっぱら、よりよい業績とドイツ人相互の誠実な協働によって」、\*33)また「ドイツの特別な業績を通して」達成することであった。\*34)

ユングによれば、これまで衣料経済の部門で「ユダヤ人の支配的地位」を許してきたのは、ごく少数のドイツ人しか団結できないでいる中で、ユダヤ人が長年、この部門からのドイツ人の排除を目標として活動してきたためであった。\*35)彼はいう。「ドイツ人が団結してユダヤ人に対抗せず、互いに諍い合うなら、ユダヤ人が協働し、小売と問屋の間で意思疎通がはかれるのに対して、ドイツ人にそれができないのは、ユダヤ人が間に入り込んでいるからだという。\*37)そこで彼は、生産、売買、消費の部門からなるドイツ衣料経済のユダヤ精神をドイツ精神でおきかえようとした。\*38)この目的のために構想されたのがADEBEであった。

ADEBEの課題は、原料納入業者、生産者ならびに購買者の仲間からなる<u>自発的な結集</u>を促進することであった。\*<sup>39)</sup>この「自発的な結集」は、既存の営業経済組織との最大の相違点であった。ユングは、ADEBEの課題が解決できるのは、「心の内からの呼びかけを基礎とする」、志操的、能力的にふさわしい男たちであり、加盟が強制されている営業経済組織では解決は無理であると主張する。また、営業経済組織が掌握しているのがひとつの経済段階\*<sup>40)</sup>のみという点にも、ユングは限界をみる。\*<sup>41)</sup>

他方でユングは、ADEBEは「その定款からも、 またその創設者の意図からいっても、1934年2月 27日付ドイツ経済有機的建設準備法第1款第1条 第2項のいう経済連盟Wirtschaftsverbandではな い」とし、\*42)営業経済組織の排他性原則に抵触す るという非難をかわそうとした。そして次のよう にいう。「この能力=労働共同体Leistungs- und Arbeitsgemeinschaftは、互いに知り、互いに尊 重し、経験を交換し合うことを通して、ユダヤ人 によって人為的に作り出された. 『ユダヤ人はド イツ人よりも有能だ』と考えるドイツ人企業家の 劣等コンプレックスを解消することを目標に掲げ た。同時に、ドイツ人の貴重な力をわずかたりと も無益な闘争に振り向けず、むしろ経済的業績の 達成を目指して、ドイツ民族のために力を結集さ せるべきである。むろんこれは、納入業者と購買 者が力を合わせてこそできることである | と。\*43) その上でユングは、「すでに1932年以来存在し、 これまで極めて輝かしい成果を収め、小売業と消 費者の幸福な喜びのために働いてきたAdefa」が、 「有益で申し分なく機能しているひとつのモデ ル」であると指摘する。「小売業はAdefaの働き にいたく感激したので、今度は自発的なイニシア ティブでこの協働に加わり、そのために法的に許 容される形態をADEBEで作り出そうとしたので ある。」\*44)そして、「小売業から、かくも緊急 に要望されているこの労働共同体は、 プロパガン ダや宣伝によってユダヤ人と戦うための連盟では なく、力量ある者が集まり、相互に尊重すること によってドイツの競争空間を創造することなので ある」と述べた。末尾は、テンゲルマンと自分は、 いつでもゲーリングに報告する用意がある、とし

# ②1938年2月3日付書簡(ユングからポッセ宛て、速達)\*46〔下線=原文強調〕

ユングは、イギリスでユダヤ人がドイツ衣料品の輸入ボイコットを呼びかけるというニュースを引き合いに出しながら、「輸出の増大のために繊維・衣料産業部門の各段階が有意義な共同事業団に結集できなければ、ボイコットを打破できないだろう」とした。そしてボイコットに打ち勝てるのはもっぱら「ドイツ国民、ドイツ国民に先立って能力を重んじる人びとが模範として、消費者との理解を通じて、彼らに<u>ふさわしい</u>ドイツの市場における能力・生活空間を確保するときだけである」と主張した。また、ユダヤ人が輸出を全面停止したときに、ドイツ人が業績能力のある状態になっていなければ、ドイツの輸出は完全に崩壊すると指摘し、そのために輸出拡大の国内的な前提を作っておく必要があるとした。

さらに彼は「ゲーリングに手紙も見せてほしい」と依頼し、なぜユダヤ人がファッション分野で<u>ドイツで独占的な地位</u>をもつようになったのか、なぜ生産者、購入者、消費者の共同事業なしにはユダヤ人の支配的な地位を打破できず、年を経るごとにユダヤ人が危険なものになるのかを、ゲーリングに説明する用意があると述べる。「ここでドイツ人消費者とドイツ人生産者がひとつになってはいけないというのなら、私は破局的な、経済に害をおよぼす展開を予期できる。このことは四カ年計画の実施されているいま、真摯に受けとらなければならない。」

最後に彼は、ドイツ人の業績共同体 Leistungsgemeinschaftは法律のいう経済団体で はないと繰り返し、ヒトラーの言葉を引用して手 紙を締めくくっている。すなわち、「眼前にある 危険をみとめ、これを取り除く可能性を知ってい る人間は、『黙って』行動するのではなく、自身 を救うために、公衆の前で悪に立ち向かうという 途轍もなく大きな義務と責任がある。それをしな いのであれば、その者は義務を忘れた者であり、 哀れむべき弱者であり、卑怯な心もしくは怠慢と 無能からこれをしない弱者なのだ。」

なお、この2通の書簡の送付した3週間後(1938

年2月23日),先に言及した繊維・衣料専門集団の会議が開かれている。会議には,ユングのほかに,来賓としてライヒ経済省から2名,DAF(ドイツ労働戦線)から1名が出席していた。この席においても,ユングは書簡と同様の趣旨の発言をしている。すなわち,ユダヤ人の経済活動からの排除を実行するためには,まずドイツ経済における「ユダヤ人の活動を不要なもの」にしなければならないが,この目標は,ユダヤ人に対するテロや煽動によってではなく,「〔ユダヤ企業よりも〕いっそう高い業績」をあげることによってのみ達成されるべきである,と。\*47)

## ライヒ経済省とADEBEの「ユダヤ営業経営」の 定義

ユングの2通の意見書が功を奏したのか、Adefaの代表者とライヒ経済省側との交渉はその後も継続された。2月7日にはユングに対して、ADEBEの目標について担当課と協議させ、「法的ならびにライヒ経済省の一般的方針に適合する方法を共同で探る」ことが提案されている。\*480 そして2月18日には、「経済秩序を攪乱することなく〔…〕ADEBEの努力をいかにして今後とも追求していくことができるか」という点について、両者の間で話し合いがもたれることになったのである。

交渉の席で、 ユングはテンゲルマンとともに、 ADEBEが経済秩序の攪乱を意図するものでない こと、および「繊維・衣料産業部門におけるユダ ヤ人の影響力を〔…〕ゆっくりと段階的・計画的 に減らす」ことを目標としていることを重ねて 強調した。\*49)ユダヤ営業経営との取引額を計画 的に減らしながら(1938年度は現取引額の2割削 減). 「ドイツ人経営の工場および卸売業者の供 給能力をそれに応じて拡大する」ので、国民への 供給を妨げたり、輸出が損なわれたりすることは ない、というのである。そして「ユダヤ営業経 営」の決定についてのライヒ経済省側の懸念に対 しては、ユングは、ゲーリングが1938年1月4日付 で出した回覧通達(後述)の方針、すなわち決定 にあたっては商工会議所の判断にしたがうという 方針を受け入れるとした。\*50)

このときにライヒ経済省に添付資料として提出

されたのが、【史料】で訳出したADEBE定款である。この定款で注目すべきはADEBEの加盟員資格である。すなわち、加盟員になれるのは、紡績原料、衣料及び皮革経済の企業において「ニュルンベルク人種法の意味におけるユダヤ人でないかぎり、または、その企業が〔同法〕第三項のいうユダヤ企業と見なされないかぎり」の企業所有者であった。また、「数名の所有者のいる企業にあっては、この前提は、すべての所有者について満たされていなければならない」とされた。さらに法人の営業経営は、以下の3つの場合、ユダヤ経営と見なされるとした。

- a) 法的代表者の中に, ニュルンベルク人種法の 意味におけるユダヤ人がいる場合,
- b) 監査役会構成員の4分の1以上がユダヤ人である場合,
- c) ユダヤ人が資本または評決権で決定的であって, ユダヤ人の同意がなければ最高管理組織 (株主総会, 社員総会 [有限会社の] など) の評決ができない程度に関与している場合。

以上のほかに、「営業経営が事実上ユダヤ人の 支配的影響のもとにある場合」もユダヤ経営と見 なされた。そして「疑わしい場合は、当該企業の 性格についての、管轄のナチ党政治部署または管 轄の商工会議所の決定を仰がなければならない」 と規定された。ただし加盟員資格についての理事 長の権限は非常に大きく、「本社団法人への加盟 は、理事長が決定する。理事長は、理由を挙げず に受け入れを拒否することができる」とされてい た。\*51)

「ユダヤ営業経営」の決定に際してユングらが示した譲歩は、ADEBEに対するライヒ経済省側の態度を一変させた。先に、ゲーリングの決裁を仰ぐにあたって、ADEBE結成の動きに対して懸念を書き連ねた同じ第 $\mathbb{N}/6$ 課〔不当干渉の防御課〕は3月18日、テンゲルマンが2月24日に提出していた定款について「もはや懸念はない」と記すにいたる。 $^{*52}$ そして3月23日には、「〔ADEBE〕の目標およびその達成方法日する懸念は、担当官〔紡績原料課、ユダヤ人課および組織課〕との話し合いの席では何も出なかった」との報告とともに、ゲーリングに対して、ADEBEの結成を認可するよう進言されたのであ

る。\*53)

ADEBEをめぐるユングとライヒ経済省の間の 交渉において、わずか数ヶ月前の状況からは想像 もできないような、このライヒ経済省の態度の変 化は何を意味するのであろうか。この背景には、 ライヒ経済省が、社会的経済的に孤立した個々の ユダヤ営業経営が、無秩序にアーリア化(企業合 併)や閉鎖に追い込まれていくことに対して危機 感を募らせていたことがあった。\*549ライヒ経済 省は、経済の脱ユダヤ化が「秩序正しく」行われ るよう腐心していたのである。その際とくに問題 となったのが「ユダヤ営業経営」の定義であった。 ライヒ経済省がこの時期に念頭に置いていた 「ユダヤ営業経営」の定義を、回覧通達によって 確認しておこう。

## ① ライヒ経済大臣 (ゲーリング) の1937年12 月15付回覧通達 (II R 45578/37) 「ユダヤ企業への外国為替および原料の割り当て」\*55

「ある企業がユダヤ企業と見なされ得るかどうかについて疑義が存在する場合は,輸入監視局は所轄の商工会議所の鑑定を求めることができる。商工会偽証は,本官〔ゲーリング〕からさらに詳細な指示を受けることになる。疑義が生じる場合は,さしあたり最終的な法的規定までに本官に報告されたい。」

## ②ライヒ経済大臣が「ユダヤ営業経営」について ライヒ経済会議所内商工会議所共同事業団(ベ ルリン)に宛て1938年1月4日付回覧通達 (IV 45791/37) \*56)

「さしあたりの基本原則」として、1.)個人企業の営業経営は、その所有者がユダヤ人であるならばユダヤ営業経営と見なされる。2.)合名会社もしくは合資会社の営業経営は、ひとりの無限責任社員がユダヤ人である場合は、ユダヤ営業経営とみなされる。3.)法人の営業経営は、以下の場合ユダヤ営業経営とみなされる。a.)法的代表者の中にユダヤ人がいる場合、b.)監査役会のメンバーについて4分の1以上がユダヤ人である場合、または、c.)ユダヤ人が資本または議決権において決定的である場合、すなわち、ユダヤ人の同意がなければ最高管理組織(株主総会、社員総会

など)の議決ができない程度に決定的である場合。 〔ユダヤ人の〕決定的な関与は、ユダヤ人の同意 が必要とされるのが、法律が特別の過半数を定め ている議決に必要な場合のみであるときは、存在 しないものとする。株式会社もしくは株式合資会 社において、本命令の布告時点で取締役会員の中 に一人もユダヤ人がいない、または監査役会員の 中に4分の1以上のユダヤ人がいない場合は、通常、 ユダヤ人が資本または議決権において決定的に関 与していないと仮定しうる。4.)営業経営はさ らに、それが事実上ユダヤ人の支配的な影響下に ある場合、ユダヤ営業経営とみなされる。疑念が ある場合は、決定のため本官〔ゲーリング〕に提 示されたい。

ライヒ経済省の内部文書には1938年5月23日,同省の担当官がテンゲルマンに「Adebeの定款について経済省の認可は必要ないので、経済省としては指示を出したり、条件を付したりすることはできない」と電話で伝えたことが記されている。\*570 じつはこの時期、第三指導部は、ユダヤ営業経営の定義についての最終的な行政命令を用意していたのである。これが次の「国家公民法第三政令」である。

## ③国家公民法第三政令(1938年6月14日)\*58 第1条

(1)経営は、その所有者がユダヤ人(1935年11月14日付ドイツ公民法第一政令第5条)一ライヒ官報 I、1333頁)である場合、ユダヤ経営と見なされる。(2)合名会社または合資会社の経営は、一人またはそれ以上の無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ経営と見なされる。(3)法人経営は、次の場合ユダヤ経営と見なされる。(3)法人経営は、次の場合ユダヤ経営と見なされる。a)法的代表者の一人またはそれ以上、もしくは監査役会構成員の一人またはそれ以上がユダヤ人である場合。b)ユダヤ人が資本または投票権で決定的に関与している場合。資本での決定的な関与となるのは、資本の4分の1以上がユダヤ人に属する場合である。投票権での決定的な関与となるのは、ユダヤ人の票が全票の半数に達する場合である。

(4) 第3条の規定は、権利能力を持たない鉱業会社に準用される。

## 第2条

株式会社または株式合資会社において,1938年1月1日現在,取締役会または監査役会構成員のうち誰もユダヤ人でない場合は,ユダヤ人が資本または投票権で決定的に関与していない(第1条第3項b)と推定される。同日現在,取締役または監査役構成員のうち一人またはそれ以上がユダヤ人である場合は,上と逆の推定が成り立つものとする。

## 第3条

経営は、それが事実上ユダヤ人の支配的影響力の もとにある場合も、ユダヤ経営と見なされる。

#### 第4条

(1) ユダヤ経営の支店は、ユダヤ経営と見なされる。(2) 非ユダヤ経営の支店は、その支店長または複数の支店長のうちの一人がユダヤ人である場合、ユダヤ経営と見なされる。

ライヒ政府側の回覧通達・法令をみると、これらがADEBEの定款におけるユダヤ営業経営の規定と酷似していることがわかる。ここから、党と政府(ライヒ経済省)の要職を兼務していたユングや、専門集団繊維小売業理事長テンゲルマンの影響を類推することは可能である。しかし注意すべきは、民間の反ユダヤ利益団体であるAdefaが、新組織ADEBEの名を借りて、1938年初頭の時点で、第三帝国指導部の経済の脱ユダヤ化政策と歩調を合わせていた事実である。このことは、第三帝国の経済の脱ユダヤ化政策が、ドイツ経済社会において官民一体となって遂行されていたことを意味している。

両者の連携の具体的な中身の分析が、今後の課題として残る。

## 【史料】

ADEBE (社団法人ドイツ紡績原料, 衣料及び皮 革経済企業共同事業団) 定款 (草稿, 1937年 末) \*59)

Satzung der Arbeitsgemeinschaft Deutscher Unternehmer der Spinnstoff-, Bekleidungs- und Lederwirtschaft e. V.

#### 第1条

## 名称, 所在地, 法形式

- 1. 本社団法人の名称は"ADEBE" Arbeitsgemeinschaft Deutscher Unternehmer der Spinnstoff-, Bekleidungsund Lederwirtschaft e.V.とする。
- 2. 本社団法人は、全ドイツ帝国を対象とし、所在地をベルリンとする。
- 3. 本社団法人は社団登記簿に登記される。

## 第2条

## 事業年度

最初の事業年度は社団登記簿への登記日より、同 暦年末までとする。

それ以外は, 事業年度は暦年とする。

### 第3条

## 目的

本社団法人は次のことを目的とする:

- 1. 紡績原料, 衣料及び皮革経済のドイツ経営の 業務活動における, 国民社会主義的思想の確 保と涵養.
- 2. ドイツ企業とユダヤ企業との間の取引関係の排除.
- 3. 紡績原料, 衣料及び皮革経済のドイツ企業の 相互扶助と振興。

本社団法人は、営業経済組織が所管する課題に関わることはない。本社団法人が営利を目的に業務を行なうことはあり得ない。

## 第4条

## 加盟員

本社団法人の加盟員になることができるのは、ニュルンベルク人種法の意味におけるユダヤ人でない限り、または、その企業が第3項\*600のいうユダヤ企業と見なされない限りの、紡績原料、衣料及び皮革経済の企業のすべての所有者である。数名の所有者のいる企業にあっては、この前提は、すべての所有者について満たされていなければならない。

法人は,経営される紡績原料,衣料及び皮革経済 の企業がユダヤ企業と見なされない場合,加盟員 になることができる。法人の営業経営は次の場合, ユダヤ経営と見なされる。

- a) 法的代表者の中に, 第1項\*61)の意味における ユダヤ人がいる場合.
- b) 監査役会構成員の4分の1以上がユダヤ人である場合.
- c) ユダヤ人が資本または評決権で決定的であって, ユダヤ人の同意がなければ最高管理組織 (株主総会, 〔有限会社の〕社員総会など) の評決ができない程度に関与している場合。 決定的な関与は, 法律で特別多数が規定されている評決のためにのみユダヤ人の賛成が必要な場合には, 存在しない。

第2項〔上記b)をさす〕の規定のほかに、営業経営が事実上ユダヤ人の支配的影響のもとにある場合もユダヤ経営と見なされる。疑わしい場合は、当該企業の性格についての、管轄のナチ党政治部署、または管轄の商工会議所の決定を仰がなければならない。

本社団法人への加盟は、理事長が決定する。理事 長は、理由を挙げずに受け入れを拒否することが できる。この場合は、加盟申請者は諮問委員会の 決定を申請できる。

## 第5条

### 加盟員会費

加盟員は、本社団法人に年会費を納めなければならない。この額および納付期限は、理事長の同意のもと、部門諮問委員会に諮った上で、加盟員の管轄になる部門長によって確定される。

加盟員は、書面による要請、または所轄する部門 紙上での公示による加盟員会費を、8日以内に本 社団法人の事務所宛に納付しなければならない。 納付がされない場合は、加盟員は滞納により生ず るすべての損失、とくに督促ならびに徴収のため の費用に対する責任を負う。理事長は、加盟員会 費の納付要請が公示され得る専門誌及び専門雑誌 を決定する。

部門内の会費収入は部門別に管理し、もっぱら当該部門の目的のために使用されなければならない。本社団法人の業務執行にかかる雑費を賄うために、

各部門は、理事長が各部門の長との了解の上で定めた年次支払いをすること。この年次支払いは、当該部門の会費収入の4分の1を超えてはならない。支払い義務の履行地ならびに裁判籍管轄地はベルリンの区または地方裁判所である。

### 第6条

## 加盟委員資格の終了

加盟員の資格は次の場合に終了する:

- 1. 自動的に、定款で定められた諸前提の消滅によって:しかし、加盟員がこの事実を、文書で本社団法人の理事会に知らせるまでは、加盟員には会費を継続して支払う義務がある。
- 2. 本社団法人の事務局Geschäftsstelleに文書で 脱退を通知することによって。脱退は、事業 年度の終了時に、半年間の告知期間を遵守の 上でのみ通知することができ、また、これは 文書によってなされなければならない。
- 3. 理事長の原則的決定grundsätzliche Entscheidungによって。理事長はこの決定を, 当該加盟員の管轄になる部門の長の意見を聞いた上で, 行なう。
- 4. 除名によって。

除名は、次の場合に認められる。

- a) 当該加盟員の財産について破産手続きが 開始されるか,破産財団〔破産開始決定 の際における強制執行に服する債務者の 全財産〕の不足により,破産手続きが拒 否された場合,
- b) 加盟員が本社団法人の目的に反する行動 をした場合.
- c) 加盟員が名誉に関わる行為をした場合,
- d) 加盟員が、督促と警告にもかかわらず滞 納した秘加盟員会費を支払わない場合。

本規定のb) およびc) に基づいて除名されること になる加盟員に対しては, 正当化の機会が与えられる。

a) およびd) の場合, 除名は執行部 Geschäftsführungにより行なわれ, b) およびc) の場合は、理事長により行なわれる。

除名に対しては、裁判上の方法は許容されない。

## 第7条

## 組織

本社団法人の組織は次の通り:

- 1. 理事会der Vorstand
- 2. 諮問委員会der Beirat
- 3. 加盟員総会die Mitgliederversammlung

## 第8条

## 理事会

理事会は、理事長ならびに一人または数名の理事長代理からなる。理事長は、諮問委員会(第9条)により選出される。理事長の任期は2年であるが、少なくとも後任の就任までとする。理事長の選出ならびに理事長職の引継ぎには、国民社会主義ドイツ労働者党全国指導部の同意を要する。理事長は、紡績原料、衣料及び皮革経済における営業活動を行ってはならず、そうした企業に対して、何らかの従属関係にあってはならない。

理事長代理は、理事長により、諮問委員会の中から任命および罷免される。

理事長は、これに障害がある場合には、任命順に理事長代理が、民法典第26条のいう理事会 Vorstandを形成する。第三者に対する障害の証明は必要ない。

## 第9条

## 諮問委員会

諮問委員会は、本社団法人のもとに形成されている、紡績原料、衣料及び皮革経済の部門の長からなる。理事長は、これ以外の人物も諮問委員会に招聘できる。これらの者は、本社団法人の加盟員である必要はない。

諮問委員会は、理事長の業務遂行にあたって理事 長に助言を与える。決議は、本定款で別に定めら れていない限り、行なわれない。

## 第10条

## 加盟員総会

加盟員と本社団法人指導部との間の活発な連絡と して機能する加盟員総会は, 定期または臨時の加 盟員総会として開かれる。毎年, 定期加盟員総会 は開催される。

臨時の加盟員総会は、理事長により随時、招集さ

れ得る。また招集が、目的と理由を挙げた上で、加盟員の少なくとも10%の書面による申請により要請された場合には、2ヶ月以内に招集されなければならない。理事長は加盟員総会の開催場所を決定する。

加盟員総会の日時と場所は、少なくとも2週間前に、回覧文または書簡、あるいは専門紙〔誌〕上での公示により、すべての加盟員に告示される。 理事長は、この公示が掲載される専門紙及び専門雑誌を決定する。

加盟員総会の議決については議事録が作成され, 理事長がこれに署名する。

各加盟員は、加盟員総会において完全な議決権を 有する。加盟員総会は本定款第17条及び第18条の 権利を有する。これ以外の議決権は、加盟員総会 にはない。

## 第11条

## 加盟員の義務

- 1. 各加盟員は、本定款の規定を綿密に遵守する 義務を負う。この目的のため、各々の加盟員 は、本社団法人への入会に際して保証書に署 名する。この保証書には、本定款の規定に基 づいて出される理事長または加盟員の部門の 長のすべての指令に忠実に従い、加盟員の経 営の検査を受け入れることが義務づけられて いる。
- 2. 理事長または加盟員を管轄する部門の長は、 理事長または管轄の部門の長が、加盟員が発 令された指令に従っていない十分な根拠があ ると判断する場合には、加盟員の経営の検査 を指示する権限を有する。こうした検査は、 紡績原料、衣料及び皮革経済において営業活 動に従事していない人物にのみ委託され得る。 加盟員は、簿記監査士に、必要なすべての情 報を与え、この目的のために不可欠となる商 業帳簿・書類の査察を保証する義務を負う。
- 3. 発令された指令に従わない,または時宜を得て従わない,もしくは簿記監査士の検査を拒否する加盟員は,本社団法人指導部の指令に罰金規定がある場合には,本社団法人に対する反則金を支払わなければならない。罰金の金額の確定と徴収は,理事長により,

当該加盟員を管轄する部門の長の意見を聞いた上で行なわれる。科せられた罰金が、通知の送達後8日以内に、当該加盟員により無条件の支払いを承認されない場合、当該加盟員は、本社団法人に帰せられる請求権の裁判による訴追の追加的費用に対して責任を負う。罰金命令に対して、すべての当該加盟員は、通告の到達の14日以内に、その部門の長または理事長に異議を申し立てることができる。異議については、仲裁裁判所が決裁する。仲裁裁判所とその手続き規定の構成は、理事長が諮問委員会の諮問を経た上で布告する仲裁裁判所規則によって定められる。

4. 罰金の命令及び徴収は、損害賠償請求ならび に第6条第3項及び第4項c)及びd)の適用を 排除しない。

## 第12条

本社団法人は、付随業務の処理のために一人また は数人の取締役Geschäftsführerを任命し、うち 一人は代表取締役Hauptgeschäftsführerとして任 命され得る。

代表取締役は、本社団法人のすべての会議及び審議に参加する権限を有する。理事長の財産処分は、 それが法的有効性をもつためには、代表取締役の 承認を必要とする。

本社団法人の従業員は、代表取締役により雇用される。

## 第13条

## 部門Abteilungen

加盟員は、本社団法人においては、理事長の定める部門に統合される。個々の加盟員の部門への配属は、理事長によって行なわれる。

## 第14条

## 部門の構成

各々の部門は、一人の長ならびに部門委員会をもつ。部門の長は、理事長により任命、罷免される。 部門の各々の長は、部門委員会の構成員の中から 一人の代理を任命する。

部門の長は、当該部門の加盟員の中から部門委員 会を招集する。その際、当該部門の地域的構成が 可能な限り考慮されなければならない。部門委員会の構成員は、本社団法人の理事長の承認を要する。理事長の同意があれば、非加盟員も部門委員会に招聘され得る。

部門委員会は、部門の長に助言を与え、これを補 佐しなければならない。

#### 第15条

拘束力のある指令は、理事長もしくは理事長代理 からも、部門の長からも発令され得る。後者〔部 門の長〕は、これについては、本社団法人の諮問 委員会の意見を聞いた上で、理事長の同意を要す る。

部門の各々の長は、その業務領域を対象として、 部門委員会の意見を聞いた上で、業務指示及び業 務規則を発令できる。これらは、本社団法人の理 事長の同意を要する。

## 第16条

本社団法人の業務の遂行及び処理に際して,個々の部門委員会が知るにいたった資料ならびに経営の秘密事項は,極秘にて取り扱い,他の部門委員会の構成員に開放されてはならない。もっぱら本社団法人の理事長ならびに代表取締役のみが,これらの資料に目を通す権利を有するが,同様に秘密の取り扱いを義務づけられる。

本社団法人の業務の遂行に際して生じた意見の相違は、本社団法人の諮問委員会に説明すること。

## 第17条

## 定款の改正

本社団法人の定款の改正は、出席加盟員の少なくとも3分の2の多数による加盟員総会の議決をもってのみ、行なわれ得る。

定款の改正動議は、加盟員の少なくとも10%, または理事長, もしくは部門の長によってのみ、提出され得る。

## 第18条

## 解散

1. 本社団法人の解散は、それが加盟員総会において、総投票数の4分の3の多数により議決され、この議決が、長くとも6ヶ月以内に開催されるべ

き別の加盟員総会において、同様の多数をもって 追認された場合に、有効に行なわれる。

2. 本社団法人の財産の活用については、最後の加盟員総会が議決する。

## 第19条

## 理事長の全権

理事長は、本社団法人の社団登記簿への登記という目的に必要となる本定款の改正を、自ら、本社 団法人の他の組織の関与なしに行なう全権を付与 される。

ベルリン, 年 月 日

- \*1) ADEBEは、ライヒ経済省の史料にしたがって大文字で表記する。BArch. R 3101-9158, 118
- \*2) 拙稿「Adefa定款―第三帝国における反ユダヤ利益団体―」『東亜大学紀要』第18号 (2013年9月) 所収, 57-65頁参照。
- \*3) Tengelmann an Ministerialrat Barth vom Reichswirtschaftsministerium vom 24. Feb. 1938. in: BArch. R 3101-9158, 147.
- \*4) Westphal, Uwe, Berliner Konfektion und Mode 1836-1939. Die Zerstörung einer Tradition (Berlin, 1992, 2. Afl., p. 124) . テ ンゲルマンは1896年,ヴェストファーレン のビッケルンBickern生まれ。1933年3月1日 ナチス党入党、党員番号1506207。1923年以 降ベルンヴァルト・リンネル織布合資会社 Bernward Leineweber KGを所有し、ベルリ ン商工会議所副会頭、商工会議所小売業局長 であった。BArch. NSDAP-Mitgliedskartei. W0092. 1923, Das deutsche Führerlexikon 1934/35 (Berlin, 1934) . のちに複数の衣料 関連企業の監査役会に名を連ねているほ か, ベルリン商工会議所会頭Vorsitzender Präsident: I-u. HK. Berlinであり、また理事 長Leiterとしては専門集団衣料・繊維、皮革 Fachgruppe Bekleidung, Textil und Leder,

- 経済産業商業部門Handelsabteilung der Wirtschaftsindustrie, 経済集団衣料工業, さらにベルリン・ブランデンブルク経済会議所顧問を兼ねている。Wer Leitet? Die Männer der Wirtschaft und der einschlägigen Verwaltung 1940 (Berlin, 1940) (1941/42, Berlin, 1942).
- \*5) Gauwirtschaftsberater der NSDAP im Gau Schwaben, Sachbearbeiter in der Kommission für Wirtschaftspolitik der NSDAP.
- \*6) Geschäftsführender Direktor des Reichsverbandes der deutschen Bekleidungsindustrie, Berlin, Hauptgeschäftsführer der Wirtschaftsgruppe der Bekleidungsindustrie.
- \*7) テンゲルマンが1938年2月にライヒ経済省の 担当者に語ったADEBE成立のいきさつより。 BArch. R 3101-9158. 158.
- \*8) 1932年末に、ライヒ経済大臣W・フンクの もとでナチス党経済政策委員会委員長代 理を務め、翌年7月、ナチス党経済政策委 員会委員長に就任していた。Das Deutsche Führerlexikon 1934/35 (Berlin, 1934), Stockhorst, Erich, 5000 Köpfe. Wer war was im 3. Reich (Kiel, 1985).
- \*9) BArch. R 3101-9153, 157. ただし, 「〔ADEBE構想の〕成り行きについては, ユングとの意思の疎通はまったくできていな かった」と述べている。*Ibid.*, 156.
- \*10) *Ibid*, 157.
- \*11) BArch, R 3101-9153, 52.
- \*12) "Der 'Adefa' folgt die 'Adebe'". Textil-Zeitung vom 21. Jan. 1938. NS 5VI-16230, 105.など数紙。
- \*13)この定款は、後述するように、組織の認可を求める交渉の過程でライヒ経済省に提出されたもの。Satzung der Arbeitsgemeinschaft Deutscher Unternehmer der Spinnstoff, Bekleidungs- und Lederwirtschaft e. V. in: BArch. R3101-9158, 170-178.
- \*14) 新聞報道では、④番目として「ドイツの 衣装文化の涵養」が付け加わっている。

- "Adebe' gegründet. Deutsche Allgemeine Zeitung vom 22. Jan. 1938. in: BArch. NS 5VI-16230, 105, 102. ただし、のちにライヒ経済省からこの点を指摘されたテンゲルマンは、「ユング氏の行動はまったく関知していなかった」と述べている。BArch. R 3101-9153, 156.
- \*15) Ibid., 118.
- \*16) 拙稿「第三帝国の経済社会体制」『東亜大 学紀要』第18号(2013年9月)所収,参照。
- \*17) *Ibid.*, 110.
- \*18) 混血者は暫定的な国家公民権を有しており、 混血者を排除するのは、国家公民法第三政 令の協議に際して総統代理とライヒ内務大 臣の了解のもとで堅持されてきたつぎの原 則と矛盾する。すなわち混血者はユダヤ人 ではなく、ドイツの血を有する者と平等に 扱われなければならない、なぜなら者は DAF [ドイツ労働戦線] の基本的な加盟員 たり得るからである。*Ibid.*, 120.
- \*19) これはゲーリングが1月4日付の指令(後述)で非ユダヤ営業経営と見なす前提として確定された要求を超えるものである。 *Ibid*.
- \*20) これは1月4日付のゲーリングの指令にもとづいて商工会議所が下した決定と矛盾している。*Ibid*.
- \*21) *Ibid*.
- \*22) *Ibid*.
- \*23) ゲーリングの手書きの命令には以下の4点が記されている。1) この連盟は即座に解散されるべきだ,2) 本官が現在,党の最高の経済顧問であるとの書簡をケーラーへ(へスの指令を見よ),また本官の許可のない事はケーラーに拒否せよ,3)ケルナーにこの件についての原則的な話をさせよ。本官を思い出させてやれ,4)解散の進行報告を速やかにされたし。Ibid.,119,121.
- \*24) *Ibid.*, 112.
- \*25) Schreiben von Jung an Staatssekretär Posse vom 2. Februar 1938. in: BArch. R 3101-9158, 125-134.

- \*26) 彼は, 「社団法人は, そもそもまだ法律上 有効に存在していなかったということから して, すでに解散されたのであります」と の表現を使っている。*Ibid.*, 127.
- \*27) *Ibid.*, 125-126.
- \*28) 「<u>ドイツ的</u>, 民族社会主義的考えに立った 繊維・モード・衣料経済の敵対者たちは, この部門におけるユダヤ人の独占的地位を 強化し, ユダヤ的口コミ宣伝屋に成り下 がっているに過ぎない。」*Ibid.*, 127. [下線 部原文]
- \*29) ヴェストパールは、「企業の90%を支配下 に置く衣料ユダヤ人jüdische Konfektion」 のテーゼ自体がナチスのプロパガンダで あったとする。Westphal, Uwe, Berliner Konfektion und Mode 1836-1939. Die Zerstörung einer Tradition (Berlin, 1992, 2.Aufl.), p. 9. ナチス経済行政の末端部から の報告には、衣料産業部門におけるユダヤ 人の支配的地位を強調する文書が散見され る。(拙稿「Adefa定款」所収.58頁。) だが、ナチズムが「衣料ユダヤ人」のプロ パガンダを意図的に作り上げた上で衣料産 業部門における経済の脱ユダヤ化政策を遂 行したとすれば, 第三帝国のユダヤ人政策 は見直しが必要となる。いずれにせよ、ド イツ衣料産業におけるユダヤ企業の実態を 正確に把握する作業が必要である。
- \*30) ユングによれば、全売上げのうち、婦人服製造業において75%、紳士服製造業において75%、神士服製造業において50%、その他の生活必需品部門において約40~50%がユダヤ人によるもので、1933年から37年にかけて230ものユダヤ衣料品店が新規に開店し、短期間に莫大な売上げをあげたという。*Ibid.*, 129, 131.
- \*31) *Ibid.*, 129.
- \*32) ユダヤ人は、「ドイツ人男性ではなく、自 分の気に入るようにドイツ人女性に服を着 させ」、しかも「<u>外国のモデル、パリから</u> 指図されたインターナショナルなモード の醜悪なコピー」を促進しているという。 *Ibid.*, 129-130.
- \*33) Ibid., 131.

- \*34) Ibid., 132.
- \*35) *Ibid.*, 129.
- \*36) *Ibid.*, 127.
- \*37) *Ibid.*, 131.
- \*38) *Ibid.*, 132.
- \*39) この結集は、「自らの業績レベルの向上を通して、納入業者と購入者の間の協働によって、真のドイツ的競争を生み出そうとした、ドイツ意識に目覚めた企業家たちの集まり」とされた。*Ibid.*, 128.
- \*40) たとえば1936年時点で、経済集団繊維工業には15 (木綿紡績、梳毛紡績、撚糸、靱皮繊維産業など)の専門集団が、経済集団衣料工業には7つ (紳士服、婦人服、下着、衣料部品など)があった。拙稿「第三帝国の経済社会体制」『東亜大学紀要』第18号(2013年9月)所収、40-41頁参照。
- \*41) Schreiben von Jung an Staatssekretär Posse vom 2. Februar 1938. in: BArch. R 3101-9158, 128.
- \*42) *Ibid*.
- \*43) *Ibid*.
- \*44) Adefaは「戦友的な相互支援を通して、また 道徳的基盤の強化を通して、ドイツの業績 の旗を掲げること」を目指して結成された。 *Ibid*., 131.
- \*45) *Ibid.*, 134.
- \*46) Schreiben von Jung an Staatssekretär Posse vom 3. Februar 1938. in: BArch. R 3101-9158. 148-150.
- \*47) Protokoll über Beiratssitzung der Fachgruppe 28: Textilien und Bekleidung am 23. Februar 1938 in Berlin, p. 2. in: BArch. R 3101-9153, 52.
- \*48) *Ibid.*, 137. テンゲルマンも2月9日に, バールトあてに書簡を送り, ライヒ経済省がAdebeを経営経済組織を妨害するという理由で禁止したが, 自分(テンゲルマン)は衣料経済のふたつの部門, 衣料工業と繊維小売業の指導者なので, 自分自身を危機に追いやることは理に合わないないことだと抗議している。*Ibid.*, 157.
- \*49) *Ibid.*, 116.

- \*50) Ibid., 117.
- \*51) BArch. R 3101-9158, 139.
- \*52) *Ibid.*, 179.
- \*53) Ibid., 169.
- \*54) この背景にあったのは、四カ年計画下の統制経済が生み出した原料不足・外国為替割削減の問題であった。
- \*55) BArch. R 3101-8934, 100.
- \*56) BArch. R 3101-8934, 114-115.
- \*57) BArch. R 3101-9158, 139.
- \*58) Dritte Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 14. Juni 1938, Reichsgesetzblatt I, p. 627
- \*59) BArch., R 3101 Reichswirtschaftsministerium 9158, 138-146
- \*60) 1935年9月15日付け国家公民法 (Reichsbürgergesetz vom 15. September 1935) 第3 条:「ライヒ内務大臣は,総統代理の了解のもと,本法の施行および補足のために必要な法規および政令を公布する。」
- \*61) 国家公民法第1条:「ドイツ国籍所有者とは、ドイツ国防衛団体に所属し、このために特別の義務を負う者をいう。ドイツ国籍所有者の資格は、ドイツ国籍法の規定により、これを取得するものとする。」